玄海原子力発電所3,4号機の原子炉設置変更許可申請の概要

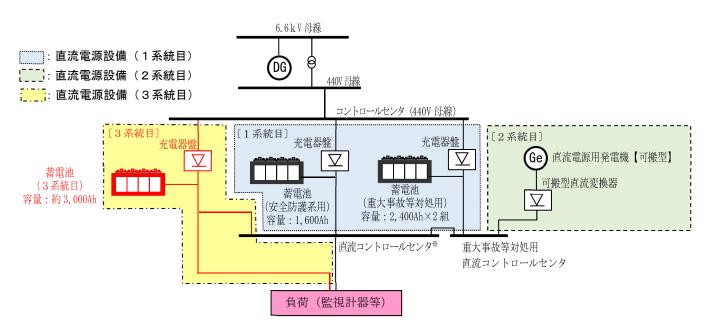
1. 常設直流電源設備(3系統目)の設置

(1)申請の概要

発電所の更なる安全性及び信頼性向上の観点から、現在設置している2系統の直流電源設備に加え、新規制基準において、もう1系統の特に高い信頼性を有する電源設備の設置が要求されている常設の直流電源設備(3系統目)を各号機に設置する。

(2) 工事時期

2020 年度~2022 年度目途



※:直流コントロールセンタは、各号機毎に2系統(A系及びB系)あり、蓄電池(3系統目)は、 2系統ある直流コントロールセンタのいずれに対しても給電可能。

蓄電池(3系統目)の仕様	
型式	鉛蓄電池
組数	1
容量	約 3, 000Ah
電 圧	138V

2. 原子炉安全保護計装盤及び原子炉安全保護ロジック盤の更新

(1) 申請の概要

信頼性及び保守性向上の観点から、原子炉安全保護計装盤及び原子炉安全保護 ロジック盤をアナログ制御設備から最新のデジタル制御設備へ更新し、合わせて 原子炉安全保護計装盤に原子炉安全保護ロジック盤の機能を統合したシステム 構成とする。

(2) 工事時期

2020 年度~2021 年度目途

